

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 29 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキカイシャライフサポート 株式会社ライフサポート

住所 トウキョウトシヨコグ 東京都渋谷区渋谷2-1-12-7階

フリガナ 代表者氏名 カバトリンマリヤカ タベ コウ 代表取締役 田辺 功

電話番号 03-5778-4547

FAX番号 03-5778-4548

メールアドレス info@life-supportnet.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

平成 29年 9月 29日

届出者 株式会社ライフサポート  
代表取締役 田 辺 功



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシカイシャライフサポート 株式会社ライフサポート		
住 所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-12 東京セントラル宮益坂上7階		
フリガナ 代表者の氏名	ダエイウトリシマリヤク タナベ コウ 代表取締役 田 辺 功		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
取締役 (辞任)	澤城 隆一 高橋 一男		平成29年7月31日 平成29年7月31日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 9 月 29 日

申請者

氏名又は名称 株式会社ライフサポート  
住 所 東京都渋谷区渋谷2-1-12  
東京セントラル宮益坂上7階  
代表者氏名 代表取締役 田 辺 功



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

東京都渋谷区渋谷二丁目1番12号東京セントラル宮益坂上7階  
株式会社ライフサポート

会社法人等番号	0100-01-130803	
商号	株式会社ライフサポート	
本店	東京都渋谷区渋谷二丁目1番12号東京セントラル宮益坂上7階	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成20年6月26日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道設備業</li> <li>2. 給排水設備設計</li> <li>3. 通信業</li> <li>4. 家具、小物の卸売販売</li> <li>5. 不動産事業</li> <li>6. 美容機器、健康食品の販売</li> <li>7. 人材派遣業</li> <li>8. 管材の卸売り業</li> <li>9. インターネットによるマーケティング事業</li> <li>10. 各種代理店事業</li> <li>11. 建設工事の請負</li> <li>12. 建築、土木の企画、設計、施工、監理及びコンサルティング</li> <li>13. 電話受付及び経理事務代行</li> <li>14. システム開発・保守運用</li> <li>15. リース業</li> <li>16. 前各号に附帯する一切の業務</li> </ol>	
発行可能株式総数	3000株	
	10万株	平成29年 8月16日変更
		平成29年 9月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2600株	
資本金の額	金2400万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>田 辺 功</u>	平成27年 6月15日重任
	取締役	田 辺 功	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 門 篤 史</u>	平成27年 6月15日重任
	取締役	藤 門 篤 史	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>松 山 晶 彦</u>	平成27年 6月15日重任
	取締役	松 山 晶 彦	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>藏 本 高 裕</u>	平成27年 6月15日重任
	取締役	藏 本 高 裕	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>澤 城 隆 一</u>	平成27年 6月15日重任
			平成29年 7月31日辞任 平成29年 9月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>高 橋 一 男</u>	平成27年 6月15日重任
			平成29年 7月31日辞任 平成29年 9月 8日登記

	取締役 <u>山口 智</u>	平成27年 6月15日重任
	取締役 <u>山口 智</u>	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
	東京都狛江市東野川三丁目15番4-117号 代表取締役 <u>田 辺 功</u>	平成27年 6月15日重任
	東京都狛江市東野川三丁目15番4-117号 代表取締役 <u>田 辺 功</u>	平成29年 8月16日重任 平成29年 9月 8日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	
支 店	1 大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番11号	
登記記録に関する事項	平成27年7月29日東京都中央区日本橋浜町二丁目3-1番1号浜町センタービル17階から本店移転 平成27年 8月26日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成29年 9月28日  
東京法務局渋谷出張所  
登記官

土 屋 明 人





# 定 款

株式会社ライフサポート



# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ライフサポートと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水道設備業
2. 給排水設備設計
3. 通信業
4. 家具、小物の卸売販売
5. 不動産事業
6. 美容機器、健康食品の販売
7. 人材派遣業
8. 管財の卸売り業
9. インターネットによるマーケティング事業
10. 各種代理店事業
11. 建設工事の請負
12. 建築、土木の企画、設計、施工、監理及びコンサルティング
13. 電話受付及び経理事務代行
14. システム開発・保守運用
15. リース業
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社は株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなけれ





ばならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があると



きは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第16条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載又は記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を複数名置くときは、内1名を代表取締役とし、株主総会において選定するものとする。

- ② 当社を代表する取締役は、社長とする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の



残存期間と同一とする。

(社外取締役の責任に関する定め)

第23条 当社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第25条 当社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載、記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第26条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の関連法令の定めるところによる。

上記は、当社の定款に相違ありません。

平成29年 8月 16日

株式会社ライフサポート

代表取締役 田辺 功



この写しは、原本に相違ありません  
平成29年9月29日

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-1-12  
東京セントラル宮益坂上7階

株式会社 ライフサポート

代表取締役 田 辺 功



水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 29 日  
株式会社 ライフサポート



## 理由書

この度、指定事項の内容変更にあたり規定の定める所の変更から 30 日以内に届出が出来なかった件につきまして下記にてご報告致します。

平成 29 年 7 月 31 日

澤城 隆一

高橋 一男

上記 2 名が、取締役を辞任

以上の内容の変更が発生した時点で即座に届出が出来なかった理由については以下の通りです。

① 履歴事項全部証明書の登記申請を 9 月 8 日に行ったため。

以上